

医療センター 総務課

職員の懲戒処分等について

下記事案に関して、令和4年11月10日付で職員の懲戒処分等を行いましたので、ご報告いたします。

○事案

職員が、勤怠の不正申請、手当の不正受給等を行ったことについて

1. 処分等に至った事実の概要

令和4年8月に院内の職員より、診療局の医療技術職員Aの勤務状況等について総務課に相談があったことから、同年10月までの間に、本人及び関係職員からの聞き取り並びに調査を行い、下記事実について確認しました。

① 勤怠情報の不正申請

令和2年10月から令和4年8月にかけて、職員Aが早退及び遅刻時に出退勤の打刻を行わず、打刻時刻の修正依頼や所属職員Bの代理打刻により、正規の勤務時間を欠けることなく勤務したかのように装うという行為を61回行いました。

② 救急待機手当の不正受給

平成31年4月から令和4年8月にかけて、職員Aが救急待機手当について、受給要件を満たしていないにもかかわらず、特殊勤務命令簿にて564回分の申請を行い、給与を不正に受給しました。

③ 所属長印の不正押印

令和元年11月から令和4年8月にかけて、休暇整理簿、特殊勤務命令簿、出退勤システムの修正依頼について、職員Aが自ら用意した所属長印により、当該書類の所属長印欄に職員Aが自ら押印する行為を行いました。

これらの行為は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、社会規範が強く求められる地方公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第29条第1項各号に該当するものと認められるので、懲戒処分等を行ったものです。

2. 処分等対象者及び処分等の程度

①本人

	処分等対象者	処分等の程度
A	診療局 技師長級 満59歳	停職3月
B	診療局 副主任級 満35歳	口頭による嚴重注意

②管理監督者

	処分等対象者	処分等の程度
	病院局 副院長級 満61歳	文書による嚴重注意
	診療局 副部長級 満51歳	文書による嚴重注意

3. 給与の返還について

上記の①勤怠情報の不正申請による欠勤分として791,485円、②救急待機手当の不正受給分として1,128,000円、合計1,919,485円については、職員Aから市に対し全額返還されています。

4. 再発防止策等について

職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底については、これまでも周知を図ってきたところですが、今回の処分等を踏まえ、改めて「勤務時間をはじめとした服務規律の遵守について」を、処分日と同日付で発出いたしました。

また、現在、院内における勤怠管理の仕方や給与の支給手続きについて、再点検を行い、運用面の見直し等を行っているところです。

なお、今回の事案を受けて、改めて院内の全ての所属に対し、勤怠の不正申請、手当の不正受給、印鑑の不正使用、代理打刻等の不正行為の有無について調査を実施し、他の所属においてこうした行為がないことを確認しています。